

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

~~（目的）~~

~~第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。~~

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「行政評価条例」という。）第9条の規定に基づき実施する公共事業の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 事業休止 事業実施を阻害している要因の解決に時間を要するため、当分の間、事業実施を見送ることをいう。
- (9) 事業再開 事業休止している事業を再び着手することをいう。
- (10) 事業中止 次のいずれかに該当し、事業を取りやめることをいう。
 ア 事業採択時に比べて事業実施の必要性が失われている又は著しく低下しているもの。
 イ 事業実施を阻害している要因の解決目途が立たないもの。
 ウ 事業休止している事業で、その後、上記ア又はイに該当するようになったもの。
- (11) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

~~第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を求める。~~

第3条 市長は、公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保する観点から、行政評価条例第11条第2項に規定する委員会として、京都市公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

(2) 事業採択後10年間(廃棄物処理施設整備事業については、5年間)を経過した時点で継続中の事業

(3) 再評価の実施後5年間(下水道事業については、10年間)を経過した時点で継続中の事業

(4) 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業

(5) 前4号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第3号に該当する事業にあつては、各号に規定する期間の満了前に実施する。

(2) 前条第1項第4号に該当する事業にあつては、事業再開又は事業中止するまでに

実施する。

(3) 前条第1項第5号に該当する事業にあつては、適宜速やかに実施する。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(3) 事業休止から事業再開又は事業中止とする経緯及び理由

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ事業中止、事業休止、事業再開を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業

(2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。

(2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

(2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければな

らない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例を公布する。

平成 19 年 5 月 31 日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第 1 号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 行政評価等の基本原則（第 3 条～第 6 条）

第 3 章 行政評価

第 1 節 評価の実施（第 7 条～第 10 条）

第 2 節 委員会（第 11 条）

第 3 節 行政評価調査会議（第 12 条）

第 4 章 外郭団体経営評価（第 13 条・第 14 条）

第 5 章 市会の関与及び市民の参画（第 15 条～第 18 条）

第 6 章 雑則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の経営を客観的かつ厳格に評価した結果を行政活動の企画立案等に積極的に活用し、もって効果的かつ効率的な市政の実現を図るとともに、市民の参画を得て実施した行政評価等の結果等を公表することにより、市民に対し説明する責務を果たし、もって市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長その他別に定める機関をいう。
- (2) 外郭団体 本市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資する法人であって、別に定めるものをいう。
- (3) 行政評価 実施機関が第7条から第9条までの規定に基づき行政活動について実施する評価をいう。
- (4) 外郭団体経営評価 市長が外郭団体の経営について実施する評価をいう。
- (5) 行政評価等 行政評価及び外郭団体経営評価をいう。

第2章 行政評価等の基本原則

(合理的な手法の原則)

第3条 実施機関は、行政評価等の実施に当たっては、その客観性及び公平性が確保されるよう、当該行政評価等の対象の特性に応じた合理的な手法を用いて、可能な限り定量的に行うものとする。

(継続的な創意工夫の原則)

第4条 実施機関は、よりの確に行政評価等を実施し、かつ、その結果を活用するために、行政評価等の手法について、継続的な創意工夫に努めるものとする。

(積極的な活用の原則)

第5条 実施機関は、行政活動及び外郭団体の経営の質及び効率の向上を図るため、行政評価等の対象の特性に応じ、当該行政評価等の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用するものとする。

(市民の視点に立った職員の姿勢の原則)

第6条 職員は、常に市民の視点に立ち、自ら問題を発見する能力、分析力等の政策

を形成する能力の向上に努めるとともに、行政評価等を通じて、その所管する事務事業を成果の重視その他行政評価等の対象の特性に応じ必要な視点での確かつ柔軟に見直すものとする。

第3章 行政評価

第1節 評価の実施

(政策及び施策の評価)

第7条 市長は、毎年度、本市の政策（基本計画（地方自治法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）及び施策（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）の達成度について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、企画立案、予算編成等において必要な措置を講じるものとする。

(事務事業の評価)

第8条 別に定める実施機関は、毎年度、その実施する事務事業（施策を推進するための個々の方策その他これに類するものをいう。以下同じ。）の特性に応じ、有効性、効率性又は別に定める事項について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、事務事業の充実、見直しその他の必要な措置を講じるものとする。

(特定分野の評価)

第9条 次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。

(1) 市長及び別に定める実施機関 別に定める公共事業

(2) 交通局長 交通事業

(3) 上下水道局長 上下水道事業

(4) 教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。） 別に定める
学校の教育活動

（市長の調整）

第10条 市長は、本市の他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は
助言を行うことができる。

第2節 委員会

第11条 本市の政策及び施策の評価並びに事務事業の評価について、調査し、及び
審議するため、それぞれ委員会を置く。

2 第9条に規定する行政評価について、調査し、及び審議するため、それぞれ委員
会を置くことができる。

3 委員会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、当該委員会の所管事項に関し優れた識見を有する者その他当該
委員会の所管に係る行政評価を実施する実施機関が適当と認める者のうちから、当
該実施機関が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、3年以内において当該委員会の所管に係る行政評価を実施する実
施機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

6 委員は、再任されることができる。

第3節 行政評価調査会議

第12条 複数の行政評価に関連する事項について、調査し、及び審議するため、京
都市行政評価調査会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、委員会の委員長その他の行政評価に関し優れた識見を有する者のうちか

ら、市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

第4章 外郭団体経営評価

(評価)

第13条 市長は、毎年度、外郭団体の経営について、評価を実施する。

- 2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、外郭団体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 外郭団体は、第1項の評価の実施に協力しなければならない。
- 4 外郭団体は、第1項の評価の結果並びに第2項の指導及び助言を踏まえ、当該評価を実施した年度の翌年度の当該外郭団体の経営に関する計画を作成しなければならない。

(外郭団体経営評価専門員)

第14条 市長は、外郭団体経営評価について、専門的な知識経験に基づく助言を行わせるために外郭団体経営評価専門員（以下「専門員」という。）を置く。

- 2 専門員の定数は、5人以内とする。
- 3 専門員は、経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 専門員の任期は、3年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門員は、再任されることができる。

第5章 市会の関与及び市民の参画

(市会への報告)

第15条 実施機関は、行政評価等の結果を、市会に報告するものとする。

(市民意識の反映)

第16条 実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、市民の満足度その他の市民の意識に関する情報を調査し、行政評価等に適切に反映させるよう努めるものとする。

(行政評価等の結果等の公表)

第17条 実施機関は、行政評価等の結果を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、前項の行政評価等の基礎とした数値を可能な限り公表するものとする。

(市民の意見申出)

第18条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

第6章 雑則

第19条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(総合企画局政策推進室政策企画課)

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則 (平成 19 年 5 月 31 日京都市規則第 7 号)

(実施機関)

第 1 条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する別に定める機関は、公営企業管理者、消防長、教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。第 5 条において同じ。）、市選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員とする。

(外郭団体)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する別に定めるものは、本市が出資金、基本金その他これらに準じるものの 4 分の 1 以上を出資している法人（本市からの補助金、委託料その他の支出、人的援助の状況等本市と法人との関係から判断して、本市が主体的に指導等を行う必要がない法人として市長が定めるものを除く。）とする。

(事務事業の評価)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する別に定める実施機関は、市長、消防長、教育委員会、市選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員とする。

2 条例第 8 条第 1 項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共性
- (2) 行政の関与の妥当性
- (3) 受益者の負担の妥当性
- (4) 実施主体の妥当性
- (5) 進ちょく状況
- (6) 市民の参加度
- (7) 市民の満足度
- (8) その他市長が定めるもの

(公共事業の評価)

第 4 条 条例第 9 条第 1 号に規定する別に定める実施機関は、公営企業管理者及び消防長とする。

(学校の教育活動の評価)

第 5 条 条例第 9 条第 4 号に規定する別に定める学校の教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育課程の編成及び実践
- (2) 学校が家庭、地域等と連携して行う活動
- (3) その他教育委員会が定めるもの

(会議の議長及び副議長)

第 6 条 京都市行政評価調査会議（以下「会議」という。）に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集及び議事)

第 7 条 会議は、議長が招集する。ただし、議長及び副議長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の庶務)

第8条 会議の庶務は、総合企画局において行う。

(会議の補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定の行政評価等の結果の公表)

第2条 第5条に規定する行政評価以外の行政評価及び外郭団体経営評価（以下「特定の行政評価等」という。）については、条例第17条第1項の規定による行政評価等の結果の公表は、インターネットの利用、情報公開コーナーにおける閲覧その他の適当な方法によって行うものとする。

(特定の行政評価等の市民の意見申出)

第3条 特定の行政評価等については、条例第18条第1項の規定による市民の意見申出の方法は、次に掲げる方法によって受け付けるものとする。

- (1) 各行政評価等の所管課への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便の利用
- (3) ファクシミリ装置の利用
- (4) 電子メールの利用
- (5) その他各行政評価等の所管局長が必要と認める方法

(特定の行政評価等について各行政評価等の所管局長が定める事項)

第4条 特定の行政評価等については、条例及び規則の施行に関し必要な事項は、各行政評価等の所管局長が定める。

(特定の行政評価等以外の行政評価について所管局長が定める事項)

第5条 交通局長は条例第9条第2号に掲げる交通事業に関する行政評価について、上下水道局長は条例第9条第3号に掲げる上下水道事業に関する行政評価について、教育長は条例第9条第4号に掲げる別に定める学校の教育活動に関する行政評価について、それぞれ次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 条例第11条に規定する委員会の組織、招集、議事、庶務及び補則
- (2) 条例第17条第1項に規定する行政評価等の結果の公表の方法
- (3) 条例第18条第1項に規定する市民の意見申出の方法
- (4) その他条例及び規則の施行に関し必要な事項

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。